

令和 4 年度埼玉県食品衛生監視指導計画実施結果について

I 実施結果の公表について

食品衛生法に基づく「令和 4 年度埼玉県食品衛生監視指導計画」の実施結果を取りまとめましたので公表します。

II 監視指導の実施体制

1 適用区域及び期間

さいたま市(政令指定都市)、川越市、川口市及び越谷市(中核市)を除く県の区域(以下「県内」という。)において、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで実施しました。

2 実施機関

	監視指導	試験検査
食品関係施設	食品安全課 保健所生活衛生・薬事担当(13 所) 保健所食品監視担当(4 所)	衛生研究所 食肉衛生検査センター
と畜場・食鳥処理場	食肉衛生検査センター	食肉衛生検査センター

III 重点的に監視指導を実施する項目

1 飲食店・食品製造施設への監視指導

(1) 食中毒防止対策

ア 過去食中毒の発生状況(政令・中核市除く発生件数)

病因物質		H30 度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
ウイルス	ノロウイルス	5	1	0	2	1
	サポウイルス	0	0	0	0	0
細菌	カンピロバクター	5	6	2	1	3
	腸管出血性大腸菌 O157	1	0	0	0	0
	その他の大腸菌	0	0	1	0	0
	黄色ブドウ球菌	0	0	0	0	0
	腸炎ビブリオ	2	0	0	0	0
	サルモネラ属菌	0	0	0	0	1
	ウエルシュ菌	2	2	2	3	0
寄生虫	アニサキス	3	2	3	6	3
	クドア	0	0	0	0	0

自然毒	毒キノコ	0	0	0	0	0
	有毒植物	0	0	1	0	3
化学物質	ヒスタミン	0	1	0	0	0
不明		0	0	0	0	0
合 計		18	12	9	12	11

イ 令和4年度における食中毒の発生状況

	発生日	管轄保健所	原因食品(推定含む)	病因物質	原因施設種別	行政処分
1	5月20日	狭山	スイセン属の天ぷら	植物性自然毒	家庭	なし
2	6月5日	東松山	鶏焼肉	カンピロバクター	飲食店	なし
3	6月16日	東松山	鶏焼肉	カンピロバクター	飲食店	停止3日
4	6月28日	坂戸	生いわし(寿司)	アニサキス	飲食店	停止1日
5	7月13日	春日部	ひょうたん	植物性自然毒	家庭	なし
6	8月16日	東松山	玉子エビチリ	サルモネラ属菌	仕出屋(飲食店)	停止3日
7	10月28日	狭山	味噌汁(具材にキダチチョウセンアサガオを含む)	植物性自然毒	家庭	なし
8	11月1日	狭山	令和4年10月30日(日)及び11月2日(水)に当該施設が調理、提供した食事	カンピロバクター	飲食店	停止3日
9	12月16日	坂戸	ヒラメの刺身	アニサキス	家庭	なし
10	2月5日	草加	令和5年2月4日(土)及び2月5日(日)に調理提供された食事	ノロウイルス	飲食店	停止3日
11	3月10日	熊谷	イワシの刺身	アニサキス	販売店	停止2日

ウ 重点監視項目の実績について

次の事項に重点を置いた対策を行いました。また、食中毒予防パンフレットやリーフレットを作成し、各講習会やホームページを活用して配布するとともに、関係団体にも協力を依頼し、食品等事業者及び消費者に向けた情報提供を行いました。

(ア) ノロウイルス対策

(イ) カンピロバクター及び腸管出血性大腸菌対策

(ウ) 野生鳥獣肉(ジビエ)対策

(エ) その他の対策(寄生虫対策・イベント等における対策・自然毒対策)

		部数等	内 容
なくそう!! 食中毒		40,000 部	食中毒予防全般のパンフレット
手、洗った?ではじめる食中毒予防		79,000 部	校外学習施設利用者及び県内小学 1 年生全員を対象とした、漫画での食中毒予防のための手洗い啓発リーフレット
知って防ごう ノロウイルス食中毒		13,000 部	例年冬季にかけて増加するノロウイルス食中毒を防止するために手洗いを啓発するリーフレット
生で食べると危険です		5,000 部	生又は加熱不十分な食肉を原因とする食中毒防止のための消費者及び事業者向けリーフレット
3ステップで防ぐ生野菜の食中毒		20,000 部	生野菜を原因とする食中毒防止のための消費者及び事業者向けリーフレット
デリバリー・テイクアウトを行う飲食店の皆様へ		8,500 部	新型コロナウイルスの影響によって新たにテイクアウト・デリバリーを開始した飲食店向けに、注意点を啓発するためのリーフレット
広報誌等への掲載		85 媒体	彩の国だより、市町村広報誌の他、朝情報★埼玉(NACK5)、懸垂幕等による食中毒予防啓発
衛生講習会	食品等事業者向け	352 回 14,722 人	保健所等が実施した講習会
	一般県民(学生)	27 回 878 人	
	一般県民(その他)	86 回 899 人	

(2) HACCP に沿った衛生管理の徹底

令和 3 年 6 月から HACCP に沿った衛生管理の完全施行となったことから、監視時に HACCP の運用状況を確認し、必要な支援及び助言を行いました。(参考：IV-1)

(3) 食品表示対策

「表示等に関する監視指導の強化」「食品営業者への周知・指導」「関係機関と連携した対応の強化」に重点を置き、次のとおり立入等を行いました。

分 類		
立入検査	件数	1,992
収去検査	検体数	81
	違反件数	1
報告徴収	件数	2
	違反件数	0
指導件数	件数(食品(添加物を除く))	888

	件数(添加物)	46	
	指導件数内訳	名称	17
		製造者表示	138
		アレルギー	199
		添加物	239
		期限表示	103
		保存温度	137
		無表示	93
		その他	224

(4) 輸入食品対策


輸入者に対し、取扱う製品に係る自主検査の徹底を指導しました（参考：IV-2）。

(5) 監視指導の実施回数について

監視対象施設を項目で分類し、中でも昨今の食中毒事案等を鑑み、特に監視等が必要な項目を「最重点監視対象項目」と定め効果的な監視指導を実施しました。

監視対象群	項目	細目	監視指導 実施回数
違反等施設	食中毒等で行政処分を受けた施設		28
	規格基準違反等が確認された施設及び食中毒等疑いがあった施設 ^{*1}		18
流通・ 大規模施設	指定・大規模製造施設 ^{*2}	HACCPに基づく衛生管理を行っている施設	533
		上記以外の施設	227
	卸売市場内の食品関連施設		1,311
農畜水産物の加工・提供施設	生又は加熱不十分な食肉等を提供・販売する施設	飲食店営業（居酒屋・やきとり屋等）	707
		食肉処理・販売業	193
	野生鳥獣肉を取扱う施設	飲食店営業	20
		食肉処理業	4
		食肉販売業	3
	食肉処理業(野生鳥獣を取扱う施設以外の施設)		117
	輸出畜水産物等の関連施設 ^{*3}		8
	生の野菜・果物を加工・提供する施設		364
	つけ物製造業施設		161
	農産物直売所等 ^{*4}		279
特定 集団施設 ^{*5}	学校等給食施設	学校給食指定工場	16
		給食センター・自校式	143
	社会福祉施設等	高齢者・児童福祉施設・障害者支援施設	1,682
		乳幼児施設	幼稚園・保育所・こども園等

	病院・有床診療所	135
製造所	上記以外の製造施設	2,528
飲食店	細目で居酒屋に分類される施設（生食等を除く）	1,238
	上記以外の飲食店営業施設（自販機を除く）	8,611
	（テイクアウト・デリバリーを提供する施設） （再掲）	4,196
その他	その他	3,792
小計：最重点監視対象項目		900
合計		27,241

 最重点監視対象項目

- ※1 前年度違反又は自主回収があった施設及び食中毒疑いがあった施設
- ※2 乳処理施設等のように、食品衛生上の重要な管理点が多く、製造工程を監視する必要がある施設 及び 規模は小さくても他の食品の原材料となり、広域又は大量に流通する添加物製造施設等のように、ひとたび事故が起こると社会的影響の大きい施設及びHACCPの導入に取り組んでいる施設
- ※3 対輸出国との二国間協議により取扱要領で定められた取扱施設
- ※4 道の駅等の農産物直売所・観光地販売所のうち、地域で製造加工された多種の製品の取扱いがある施設
- ※5 高齢者や乳幼児等ひとたび食中毒菌等に感染すると生命身体への影響が著しく大きい喫食者に対し飲食物を提供する施設

2 検査対象食品及び検査項目と検査実数

県内の食品製造施設や販売施設において採取した食品について、衛生研究所、食肉衛生検査センターで検査を実施しました。

検査項目	主な検体の内容	検査計画	検査実数		不適数
			検体数	項目数	
国内産食品		1,405	1,457	33,781	2
微生物検査	牛枝肉等	960	912	2,422	2
理化学検査		445	545	31,359	0
残留農薬	県内農産物等	160	160	23,512	0
(スクリーニング検査)	(県内農産物)	(140)	(140)	(20,572)	(0)
食品添加物 (指定外添加物含む)	加工食品等	30	49	332	0
動物用医薬品	畜水産物	130	149	7,298	0
アレルギー	加工食品等	80	142	142	0
放射性物質	流通食品、農畜水産物	30	30	60	0
容器・包装	容器・包装	5	5	5	0
その他	県産米カドミウム検査等	10	10	10	0
輸入食品		103	108	6,135	0
微生物検査	加工食品等	10	10	15	0
理化学検査		93	98	6,120	0
残留農薬	農産物	30	30	4,259	0

食品添加物	加工食品等	30	35	364	0
動物用医薬品	加工食品等	30	30	1,494	0
その他	香辛料等の 放射線照射食品検査	3	3	3	0
総計		1,508	1,565	39,916	2

(1) 残留農薬調査(収去)実数の内訳

トマト	3	とうもろこし	2	えだまめ	3	ブロッコリー	5
さといも	3	こまつな	2	いちご	2		
合計 7 品目 20 検体							

(2) 残留農薬調査(スクリーニング検査)実数の内訳

いんげん	4	えいさい(空心菜)	5
えだまめ	1	オータムポエム	1
長生百葉(カワカ)	1	オクラ	7
かぶ	1	カリフラワー	2
きゅうり	11	きょうな(みずな)	1
金時草(スベツヅナ)	1	こまつな	9
コリアンダー(パクチー)	2	さといも	2
サニーレタス	1	さやいんげん	2
しいたけ	1	しその葉	3
しゅんぎく	4	しろうり	1
ズッキーニ	3	すもも(プラム)	1
その他の果実類	1	だいこん	1
高菜	1	チンゲン菜	1
つるむらさき	6	トマト	3
なす	13	菜花(なばな)	1
にがうり(ゴーヤ)	3	にんじん	2
のらぼうな	2	葉大根	1
はやと瓜(その他のうり科野菜)	1	ピーマン	8
ブロッコリー	8	ほうれんそう	7
まくわうり	1	甘長とうがらし	2

モロヘイヤ	6	わさび菜	1
つみ菜	1	サラダ菜	1
つる菜	1	グリーンリーフレタス	2
甘とうがらし	1	赤かぶ	1
		合計 23 施設 48 品目 140 検体	

(3) 不適数の内訳(国内産食品)

判定日	検体名	検査根拠	結果	基準値等	措置等
9月30日	冷凍食品(肉餃子(20個入))	規格基準	大腸菌群 陽性	陰性	自主回収指導
12月7日	生かき(宮城県産大粒かき生食用)	規格基準	細菌数 $7.5 \times 10^4/g$	50,000/g 以下	加工所調査依頼

(4) 不適数の内訳(輸入食品)

判定日	検体名	検体の種類	検査根拠	結果	基準値等	措置等
なし						

3 と畜場等への監視指導及び検査実数

(1) 食肉衛生検査センターが実施した監視指導結果

と畜検査員及び食鳥検査員により次のとおり監視指導を行いました。

対象施設	施設数	実施回数
と畜場	3	750
大規模食鳥処理場	1	293
生鳥を扱う認定小規模食鳥処理場	5	35
生鳥を扱わない認定小規模食鳥処理場	16	34
届出食肉販売業施設	2	5
認定小規模食鳥処理場(食鳥処理場休止届の届出があった施設)	14	15
輸出食肉関連施設*	11	20

※対輸出国との二国間協議により取扱要領で定められた取扱施設

(2) と畜場、食鳥処理場における検査

ア と畜検査

	牛	とく <small>(12か月齢未満の牛)</small>	馬	豚	めん羊	山羊
と畜検査数	15,662	185	0	320,651	0	0
と畜禁止数	0	0	0	0	0	0
全部廃棄数	94	0	0	125	0	0
一部廃棄数	8,640	139	0	166,412	0	0

なお、TSE(BSE)検査は、24か月齢超の神経症状や全身症状を呈する牛及び月齢に関わらず神経症状や全身症状を呈するめん羊、山羊がなかったため、実績はありません。

イ 食鳥検査

	ブロイラー	成鶏	あひる	七面鳥
食鳥種別	677,372	0	0	0
処理禁止	13,840	0	0	0
全部廃棄	308	0	0	0
一部廃棄	2,012	0	0	0

ウ ふきとり検査の実施状況

ふきとりの内容	検体数	項目数
腸管出血性大腸菌 O157 等(牛枝肉)	445	1,430
カンピロバクター・サルモネラ(鶏)	120	180
その他	54	54
合 計	619	1,664

3 一斉取締りの実施

- (1) 夏期食中毒予防対策月間 : 7月～8月
- (2) 食肉衛生月間 : 7月～8月
- (3) 年末一斉取締り月間 : 11月～12月

4 食中毒、違反食品等を発見した場合の対応

異物混入事例発生時など、県民の不安解消や製造者の管理の問題点を明らかにするため、異物を特定する検査等を実施しました。

異物混入	虫	ハエ	14	異物混入	たばこ	0
		ゴキブリ	18		絆創膏	0
		幼虫・卵・蛹	11		食品の一部	45
		その他の虫	46		その他	22
		不明	20		不明	40
寄生虫	アニサキス	6	腐敗・変敗	15		
	その他の寄生虫	2	カビの発生	33		
鉱物性 異物	ガラス	4	異味・異臭	異味	26	
	石・砂	5		異臭	28	
	金属	47	変色	7		
	その他	4	変質	4		
動物性 異物	人毛(毛髪等)	86	食品の取扱い	温度管理不備	32	
	獣毛	1		加熱調理不備	20	
	人歯・歯科治療材	12		期限切れ	47	
	その他	43		不衛生な取扱い	55	
合成樹脂 類異物	ビニール類	63	従事者	その他	82	
	ゴム	6		表示	40	
	その他の合成樹脂類	53		表示	647	
植物性異物		28	有症	339		
紙		10	施設・設備	190		
繊維		16	その他	712		

IV 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項

1 HACCP の普及啓発及び食品等事業者への食品衛生に関する知識の普及

内容	実績
1 HACCP に基づく衛生管理を行う施設の確認 (累計/対象施設数)	561 施設/561 施設
2 HACCP の考え方を取り入れた衛生管理 を行う施設の確認 (累計/対象施設数)	51,000 施設/51,000 施設
3 食品等事業者向け講習会・相談会	380 回
4 一般社団法人埼玉県食品衛生協会への委託	
(1) 小規模事業者向け HACCP 講習会	14 回 292 名
(2) 巡回指導による普及啓発	8,642 施設
(3) 保健所への相談伝達	135 件

5	優良施設等の表彰	食品衛生意識の向上を図ることを目的として、保健所長表彰、食肉衛生検査センター所長表彰、知事表彰(優良19施設、衛生功労者22名)、厚生労働大臣表彰への推薦(優良4施設、衛生功労者6名)を行いました。
6	自主回収の支援・指導	84件

2 食品等事業者が実施する自主検査の確認・評価

県が実施する収去等の検査に加え、各事業者が実施する自主検査について確認し、その内容等を専門的な立場から助言等を行うことで、自主管理の推進を促すとともに、県内で製造販売される食品の安全性の向上を目指しました。

分 類		実施回数
健康診断 (検便等)	確認施設数	10,434
	細菌	5,981
	ウイルス	121
	助言・指摘数	6
施設等検査	確認施設数	2,627
	水質検査	1,942
	そ族昆虫生息確認/駆除記録	2,548
	外部委託衛生検査	157
	機械器具公正記録	802
	助言・指摘数	70
製品検査	確認施設数	567
	自社検査	368
	外部委託	322
	助言・指摘数	19

V 都道府県等その他関係行政機関との連携の確保に関する事項

1 関係機関との連携確保

(1) 関係省庁及び都道府県市等との連携

日ごろから情報共有を行い、食中毒等健康被害発生時や違反・不良食品等発見時には、連携を図りながら迅速かつ的確な措置を講じました。

(2) 他部局との連携

部 局	内 容
農林部	残留農薬や残留動物用医薬品等の食の安全に係る問題
農林部・県民生活部	食品等の表示に係る問題
警察本部	食品テロ
埼玉県健康食品対策連絡協議会(薬務課等)	健康食品による危害等の防止

(3) (一社)埼玉県食品衛生協会との連携

製品、検便等の自主検査や、正しい食中毒知識の普及啓発について連携を図りました。

2 調査研究等

(1) 厚生労働省と連携した調査事業

「食品に残留する農薬等の成分である物質の試験法開発・検証」(平成20年度から継続)を継続して実施しました。

(2) 放射性物質の埼玉県産農産物等への影響調査

令和3年度においては、「Ⅲ-2 検査対象食品及び検査項目と検査実数」で挙げた市場流通食品30検体のほか、農林部で90検体の県産農産物等、環境部で38検体の野生鳥獣肉について調査を行いました。

このうち、基準値を超える放射性セシウムが検出された品目はありませんでした。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0907/nousanbutsu-chousakekka.html>

VI 消費者参画の推進及びその他監視指導の実施のために必要な事項

1 消費者参画による施策の展開及びリスクコミュニケーション

	内 容	実 績
1	消費者参画	食の安全推進委員会 3回
2	県民向け研修等	リスクコミュニケーター研修 2回
		食の安心サロン 4回
		食の安全体験教室 6回
		タウンミーティング 10回
		食の安全基礎講習会 7回
3	食の安全・安心に関する情報提供	コバトン食の安心情報 21事業者 246店舗

2 食の安全・安心確保に携わる人材の養成及び資質の向上

内 容	実 績
1 食品衛生監視員等による調査研究等	全国食品衛生監視員協議会研修会に 2 題選出されました。
2 HACCP 導入支援に対応する人材育成	食品等事業者に対する講習会・相談会などの機会を捉え、HACCP 導入の重要なポイントとなる人材育成に努めました。 食品衛生監視員等に対して HACCP 専門研修を 2 回 34 名に対し実施しました。

3 試験検査に係る信頼性の確保・情報の共有及び検査技術の向上

試験検査の実施機関は、検査又は試験に関する事務の管理に係る規程(GLP)を定め、試験検査の信頼性確保を図りました。また、内部点検、内部精度管理及び外部精度管理の定期的な受検等を実施するとともに、これらの結果を検証し、実施機関の技術向上及び信頼性確保に取り組みました。

あわせて、収去業務に係る関係職員の技術研修を実施し、検査に関する研鑽を図りました。

	回数	主な内容
内部点検	54	機械・器具の管理、試験品の取扱い及び検査実施方法等についての点検
内部精度管理	13	検査責任者が実施する検査担当者の技術制度を確保する検査
外部精度管理	14	外部機関が実施する検査担当者の技術制度を確保する検査
連絡会議	1	試験検査に関する情報を共有及び検査員等の関係職員の技術研修